

社会福祉法人東晴会役員及び評議員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東晴会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の旅費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 旅費は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の際に支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席旅費等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表（1）により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の日当及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表（1）により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席日当等)

第4条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表（1）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務日当等)

第5条 理事長が、理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表（2）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表（2）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表（2）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

(常務役員の業務日当等)

第6条 前第3条及び前第2条に関わらず、週平均3日以上業務にあたる役員に対して、別表（3）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の日当等)

第7条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表（1）により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る日当及び実費弁償費を支払わないものとする。

又、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条第2項の日当及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が、理事会及び評議員会に（出席）以外の日において、法人及び施設の運営状況の監査の業務にあたった場合は、別表（２）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の日当等）

第8条 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表（１）により1日分の日当及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る日当及び実費弁償費を支払わないものとする。又、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条第2項の日当及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表（１）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表（４）により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じ職員旅費規程に準じ、概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第10条 法人の職員を兼務する役員は除く。

（信義則）

第11条 この規程により難しいときは、理事長の判断によるものとする。

（改正）

第12条 本規定の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から適用する。

平成29年07月01日 社会福祉法改正に伴う第3条第2項の変更及び施設経営役員会廃止に伴う第4条第1項の削除。第4条評議員選任・解任委員会設置による変更。第10条評議員との兼務不可による変更。別表(1) 評議員選任・解任委員会を加える。

評議員選任・解任委員会設置に伴い規程名を変更。

但し、平成29年3月2日開催の評議員選任・解任委員会に準用する。

役員旅費規程(別表)

別表(1) 【 第3条 第4条 第7条第1項 第8条関係 】

名 称	日 当	実費弁償費
理事会	4,000円	1,000円
評議員会	4,000円	1,000円
苦情対応第三者委員会	4,000円	1,000円
評議員選任・解任委員会	4,000円	1,000円